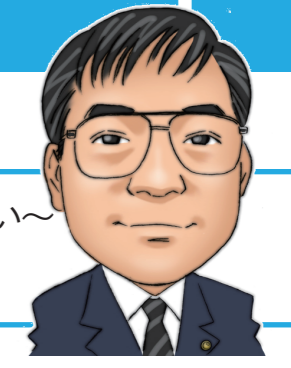


水無瀬野タイムズ 9



今月のトピックス

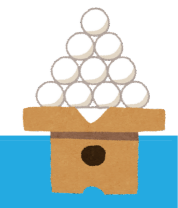
- もうすぐインボイス制度が始まります！～制度のおさらい～
- 島本町の『個別指導塾アクシス島本』をご紹介します

2023年 9月の主な予定

- ◆ 9月11日(月)◆
- ・ R 5年8月分源泉所得税の納付

◆ 随時 ◆

- ・ 雇用保険の資格取得又は資格喪失届
- ・ 社会保険の資格取得又は資格喪失届
- ・ 賞与支払届



人生日々の積み重ね！

秋の気配が漂う今日この頃ですが、実りの秋が近づき、身も心もウキウキしております。皆様、ご健康で日々ご活躍のことと思います。

私も毎日働ける喜びを感じて、日々楽しく過ごしております。まずは健康で、元気に過ごしながら、小さな成功体験を積み重ねております。

一つ目は、税理士法人水無瀬野も令和5年9月で6年目を迎えることができましたこと。一日一日の積み重ねで6年目となりました。この6年、健康で過ごせ、たくさんのお客様と出会い、たくさんのお仕事を頂き、最高に幸せでした。毎日規則正しく生活ができたことに感謝しております。

二つ目は、スタッフ全員の協力で今日までやれたことに喜びを感じております。人と人の絆は、ワンチームで一つのことを成し遂げ、喜怒哀楽を共有することができました。

三つ目は、資格を取り続けてきたことです。今リカレント(学び直し)時代と言われておりますが、学び直しではなく、学び続けることが大切だと思っております。

簿記3級からスタートして、簿記2級、税理士、行政書士、社会保険労務士、宅地建物取引士、FP二級技能士、AFP、CFP、英検2級、普通2種免許、普通免許、自動二輪、京都検定3級2級、大阪検定3級2級、財務管理士、地方公共団体監査人資格、保

険業務一般募集人、専門募集人、ライフコンサルタント、変額保険募集人、防火管理者、遺品整理士、中学校教員免許、高校教員免許、図書館司書(順不同)など30の資格を取得して参りました。

税理士を中心に、雑学による人間力を高めていきたいと思っております。31個目の国家資格にチャレンジ中ですが、なぜか合格しません。やはり得意分野と不得意分野があって、自分を見つめる良い機会となっております。自分の持ち味とか強みをこの年になって気づくことができました。合格しない資格はすぐあきらめて、次の資格にチャレンジしようと思っております。

人生は有限です。残りの32年間人生楽しく過ごし、さらにどれだけ資格や免許が取れるかわかりませんが、1日1日を大切に、日々努力して参ります。「人生、目標・努力・達成」で頑張っていきます。やはり最後の達成があると自己肯定感や自己効力感が上がりますね。人生一回きりです。皆様と共に成長して参ります。今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

令和5年 9月吉日



税理士法人 水無瀬野
代表 難波 孝朗
(行政書士・社会保険労務士・FP)

島本町の

『個別指導塾アクシス島本校』をご紹介します

国公立大学・トップ高校・中学受験対策ができる本格的な個別指導塾です。

質の高い授業を担保するために、模擬授業を中心とした定期的な研修の実施や先生との綿密なコミュニケーション・連携に注力しています。

更に生徒面談では、生徒の考えや意見を尊重し、自分で考え判断させ、その内容を言葉化できるよう傾聴を重視しています。

アクシス島本校は、生徒が真剣に勉強に向き合うことができる環境が整っています。



「思考力の養成」を意識した授業を展開！



質問できるチューター制度と課題管理で無料補習制度も充実！



HPリンク先



先生も大募集！
開校してまだ1年半なので初心者でも安心！
私服もOK。
週1日1コマ(80分)から募集中！
Wワークも歓迎します。



編集後記

9月1日は防災の日

「防災の日」は1960年に制定されました。きっかけは前年の『伊勢湾台風』です。全国で大きな被害、なかでも愛知県、三重県に甚大な被害をもたらしました。

「防災の日」が9月1日となったのは、1923年9月1日に「関東大震災」が発生したこと、また、暦上で台風が発生するとされる厄日「二百十日＝立春から210日」にあたり、太陽暦でちょうど「9月1日」頃になるためだそうです。

「防災の日」をきっかけに災害対策に備えましょう。



税理士法人 水無瀬野

web : <http://minaseno.com/>

難波孝朗行政書士・社会保険労務士・FP事務所

web : <http://namba-one.com/>

大阪府三島郡島本町水無瀬1-5-9
e-mail : t-namba@sirius.ocn.ne.jp

電話 : 075-961-0812
FAX : 075-961-0818

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

もうすぐインボイス制度が始まります！

～制度のおさらい～

いよいよ、令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。インボイス制度とはどんなものか、制度のおさらいをいたしましょう。

インボイス制度とは、消費税の納税額を計算するための新しい制度のことです。まず、消費税とはどんな仕組みなのかを確認いたしましょう。

消費税の仕組み

消費税は「負担する人」と「納める人」が異なります。取引の段階で税が二重三重にかからないような仕組みとなっています。

製造業者

人形を 2,200 円で売上。



2,200 円 (税 200 円)

小売業者

人形を 2,200 円で仕入。
消費税 200 円は製造業者で納税してね。



5,500 円 (税 500 円)

消費者

人形を 5,500 円で購入。
消費税 500 円は小売業者で納税してね。

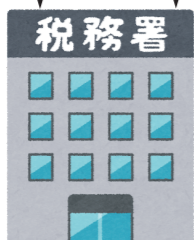


消費税 200 円預かったから納税するよ。

消費者から預かった 500 円の消費税のうち、200 円は仕入の時に製造業者に渡したから、残りの 300 円を納税するよ。

消費税 200 円
納税

消費税 300 円
納税

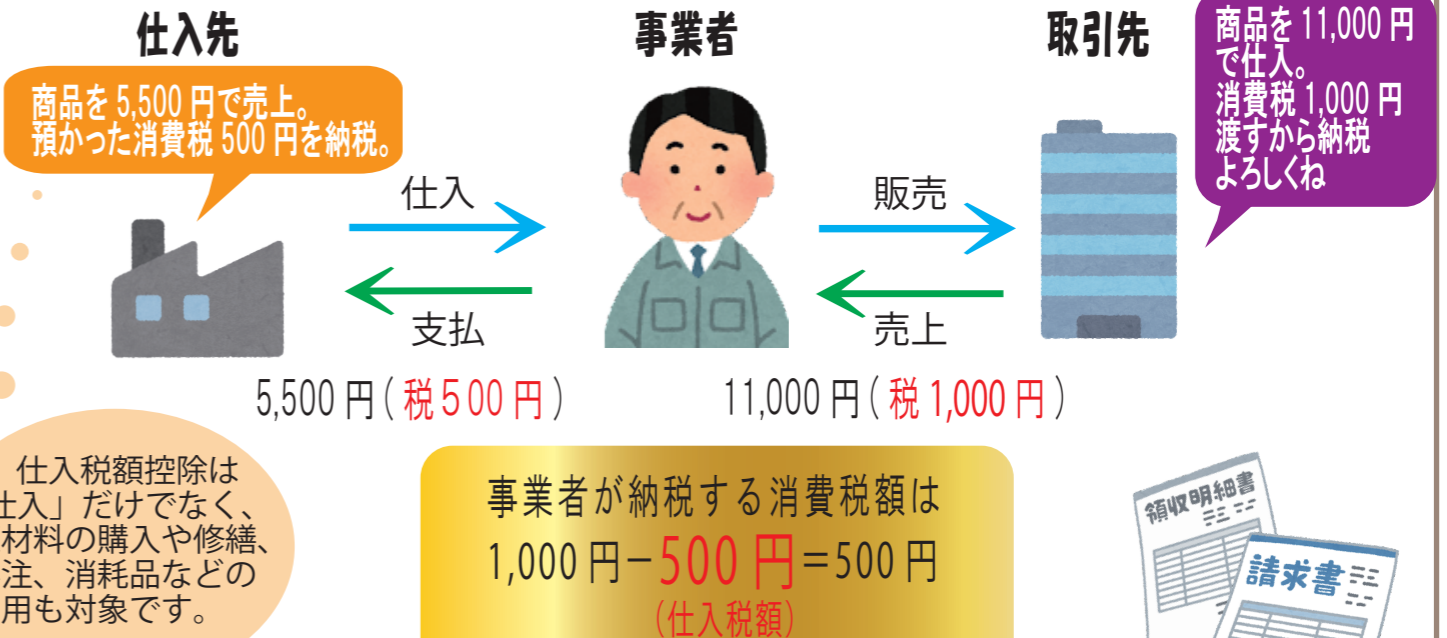


消費税は、売り上げの消費税額から仕入の消費税額を差し引いて（これが「仕入税額控除」）その差額を納付するというものです。

インボイス制度において、この「仕入税額控除」が大事なポイントとなります。

仕入税額控除とは・・・

仕入税額控除とは、売上で預かった消費税額から、仕入で支払った消費税額を引く制度です。



インボイス制度が始まると・・・

令和5年10月1日以降は、「適格請求書（インボイス）」がないと、仕入税額控除ができなくなります。

「インボイス」は『インボイス発行事業者』のみ発行できますが、『インボイス発行事業者』になるには、登録申請をする必要があります。

『インボイス発行事業者』になるということは、消費税の課税事業者になるということです。

免税事業者はインボイスを発行できないため、免税事業者からの仕入れ等は、原則仕入税額控除ができません。そのため、インボイスが発行できないと取引を中止される可能性も否定できません。

適格請求書（インボイス）の記載事項

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称
- ② インボイス登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減税率の対象にはその旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）および適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑦ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

税理士法人水無瀬野まで
お気軽にご相談ください

